

ロジスティクス環境会議
第9回広報・普及専門委員会

2005年10月6日(木)15:15～17:15
(社)日本ロジスティクスシステム協会 会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- 1) CGLジャーナル第2号編集企画(案)について
- 2) 第2回ロジスティクス環境シンポジウム開催方針(案)について
- 3) その他

3. 閉 会

配布資料

- 資料1 : CGL JOURNAL 第2号編集企画(案)
資料2 : 第2回ロジスティクス環境シンポジウム開催方針(案)について
参考資料1 : CGL JOURNAL 2005年度発行計画
参考資料2-1 : 改正省エネ法施行後荷主が行うべき事項
参考資料2-2 : 改正省エネ法施行後輸送事業者が行うべき事項
参考資料2-3 : 改正省エネ法に係るこれまでの経緯と意見・要望書の反映状況
参考資料2-4 : ロジスティクス環境会議メンバー限定の各種行事報告
参考資料3 : 第8回広報・普及専門委員会 議事録

以 上

CGL JOURNAL 第 2 号編集企画 (案)

1. 構成

1) 省エネ法関係 (6 ページ)

- ① 省エネ法を受けて企業がやらなければならない事項 (4 ページ) (**参考資料 2-1、-2 参照**)
 - ・省令及び判断基準が固まった段階でまとめる。(現状、11 月中旬以降に省令及び判断基準が公布される予定)
 - ・義務対象企業が、具体的に何をしなければならないのかが分かるような内容とする。
- ② 省エネ法に係るこれまでの経緯と意見・要望書の反映状況 (2 ページ) (**参考資料 2-3 参照**)

2) 2005 年度活動状況 (3 ページ)

- ① CO₂ 排出量算定に関する内容 (1 ページ)
 - ・トラック輸送にかかわる二酸化炭素排出量算定についての説明会及び電話での問い合わせ等の内容をもとに Q & A 形式で掲載
- ② 第 1 回グリーンロジスティクス講習会 (7 月 28 日開催) 及び共通基盤整備委員会主催の研究会の活動報告 (1 ページ) (**参考資料 2-4 参照**)
- ③ ロジスティクス環境会議 HP の紹介 (0.5 ページ)
 - ・省資源事例集新規作成
 - ・関連法規、用語解説の新規作成
 - ・リンク集の更新 (海外版の新規作成)
- ④ 2005 年度活動のロードマップ (0.5 ページ)

3) その他

- ① グリーン物流パートナーシップ会議の動向 (0.5 ページ)

2. 発行時期

省エネ法のパブリックコメント募集が 10 月頃、省令及び判断基準公布が 11 月中旬以降となっていることから、公布後発行とする。

第 2 回ロジスティクス環境シンポジウム 開催方針（案）

1. 状況報告

第 1 回ロジスティクス環境シンポジウムは 2004 年 12 月 17 日（金）にグリーン物流パートナーシップ会議のキックオフミーティングと共同で環境ロジスティクス推進フォーラムとして開催した。

今回は、グリーン物流パートナーシップ会議のプログラム内容（①ロジスティクス分野におけるCO₂排出量算定方法共同ガイドラインの説明、②補助事業進捗状況、③次年度補助事業予算案）が過密なため、第 2 回ロジスティクス環境シンポジウムと共同開催は困難な状況にある。

* グリーン物流パートナーシップ会議は 2006 年 1 月開催予定

2. 開催方針（案）

1) 第 2 回ロジスティクス環境シンポジウム

①テーマ：商慣行改善による物流効率化と環境負荷低減

②共催者：国土交通省国土技術政策総合研究所（以下：国総研）

③背景：国総研と JILS では 2003 年より「商慣行と物流研究会」を開催し、商慣行が物流に与える影響を調査研究し報告書をまとめている。
CGL の省資源ロジスティクス推進委員会において発荷主企業・着荷主企業・物流企業間の物流における取引条件の是正ポイントと改善方策について調査研究している

④プログラム骨子：

省資源ロジスティクス推進委員会において調査した発荷主企業・着荷主企業・物流企業間の物流の現状（企業事例）の課題をコストと環境負荷の視点から定量的把握し、問題提起する。

その課題の解決方策として「製品価格と物流費の分離」、「大ロット化」等の可能性を探る。

⑤開催時期：2006 年 2 月

2) 第 3 回ロジスティクス環境シンポジウム

①テーマ：第 1 期ロジスティクス環境会議の活動成果を基に広く産業界に啓発普及する内容をテーマとする

②開催時期：2006 年 5 月又は 6 月

CGL JOURNAL発行計画

発行号（発行予定日）	環境会議の活動状況	関係行政機関の施策動向等	その他
第1号 (2005年5月)	ロジスティクス環境会議 第3回本会議報告 ・2004年活動内容と課題、2005年度活動計画 ・企画運営委員会からCGLメンバーへの提案	改正省エネ法の概要の紹介 ※6月より、省令の検討委員会が スタート	
第2号 (2005年10月頃) ⇒省エネ法省令等告 示以降速やかに発行 する。	2005年度活動状況の中間報告（各委員会からの報告）	省エネ法の内容 ※省令が固まり、法令告示時期 ⇒現状、11月中旬頃告示予定	
第3号 (2006年3月頃)	ロジスティクス環境会議3ヵ年の活動報告と提言内容 今後の展開	物流施策大綱（新版）の内容 ※現大綱の目標は2005年	

- ・ 関係行政機関の施策動向については、編集作業時点におけるトピック的なものを掲載していく。

「改正省エネ法」施行後に荷主企業が行うべき事項について

<改正省エネ法施行後（2006年4月1日以降）のスケジュール>

● **2006年4月1日～ 輸送トンキロ（注1）データの把握**

（注1）輸送トンキロとは…貨物の輸送の量をあらゆる際一般的に用いられる指標で、貨物重量（トン）と輸送距離（km）の積で表される。

a 貨物重量（トン）

- ・ 実重量もしくは容積換算重量（荷物種類別換算/容積換算）

b 輸送距離（km）

基本的に発着地点を指定した荷主が推計することによって把握するが、以下のデータを輸送事業者から入手できる場合には、そのデータを用いることも可能

- ・ 実輸送距離
- ・ 輸送計画距離（発着地点間道のり）
- ・ 輸送みなし距離

（定期報告書作成用のデータ収集）

特定荷主については、2007年9月末日に2006年度定期報告書の提出があるため、2006年度からエネルギー使用量の算定等の把握が必要となる。

● **2007年4月末日…2006年度の輸送トンキロの報告**（報告形式等は未定）

● （順次）（経済産業大臣による特定荷主（注2）の指定）

（注2）特定荷主とは…計画の策定や定期報告が義務付けられる荷主。

現在のところ、年間3,000万トンキロ以上を輸送している荷主企業が該当する。

● **2007年9月末日 ○年度計画書（注3）・○年度定期報告書（注4）の提出**（⇒確認中！）

計画書とは…単年度または複数年度で実施する省エネルギーの目標について記載する。

定期報告書とは…エネルギー消費量の算定範囲、算定方法及び算定結果、並びに判断基準に示された事項の実施状況、エネルギー起源二酸化炭素排出量等を報告するために記載する。

（記載例については、環境会議HPの<http://www.logistics.or.jp/green/info/cglnews.html>の中のCGL NEWS Vol22.の配布資料をご参照ください。）

● **2008年4月末日…2007年度の輸送トンキロの報告**（既に指定されている場合は不要）

（ただし、定期報告書の中の第1表において、輸送トンキロが記載事項となっているため、指定後も把握は必須）

● **2008年6月末日…○年度計画書・○年度定期報告書の提出**（⇒確認中！）

ここでは、定期報告書作成にあたって必要な事項をご紹介します。

■エネルギーの使用に係る原単位算定

0) エネルギーの使用に係る原単位とは・・・

$$\text{エネルギーの使用に係る原単位} = \frac{\text{エネルギーの使用量（原油換算：kl）}}{\text{エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値}}$$

1) 算定対象範囲の確認

自社における輸送の状況（形態）を事業部または製品群ごとに把握し、それぞれについて算定対象範囲を確認する。

2) エネルギー使用量算定方法の選択

1) で確認した算定対象範囲に関して、それぞれの輸送形態ごとに燃料法、燃費法、改良トンキロ法のどの算定方法を用いるかを選択する。

その際に、算定方法によって、算定に必要となるデータが異なるため*、自社においてどのデータが入手可能か（あるいは自社で把握できなくても輸送事業者からデータ入手が可能かどうか）輸送形態ごとに確認する。

なお、算定方法の選択にあたっては、荷主、輸送事業者双方の作業負荷等について十分配慮し、荷主や輸送事業者によるデータ提供が可能（現実的に採択可能）な方法を採用することが必要であり、一方の当事者のみの意向に基づくものとならないよう、双方が十分な意思疎通を図ることが必要である。（荷主判断基準4より）

*必要となるデータ

燃料法…燃料使用量、 燃費法…燃費、輸送距離、 改良トンキロ法…輸送重量、輸送距離、（積載率）

注1 各算定方法については、CGLJOURNAL 第1号をご確認いただくか、環境会議 HP をご参照ください。

注2 ある輸送形態は燃料法、別の輸送形態ではトンキロ法というように、輸送形態ごとに算定方法を変えることは構わない。

3) 算定範囲の図示の作成

荷主判断基準3. 3「算定範囲の図示」を作成する。（定期報告書記載事項）
（別紙参照）

4) エネルギー使用量と密接な関係を持つ値を設定する。

<考え方>

仮に自社の事業の拡大（例 工場や物流センターの増設）に伴い、エネルギー使用量の総量が増えた場合であっても、原単位そのものの値の変化ができるだけ少なくなるような値を設定することが必要です。

（ポイント）

最終的に、初回の定期報告書作成（2006年9月提出）する際に決定していればいいことから、

2006年度中は複数の候補で原単位を算定し、どの値が最もエネルギー使用量と密接に関係があるか調べてみてはいかがでしょうか。

- 5) エネルギー使用量算定に必要となるデータ、エネルギー使用量と密接な関係を持つ値及び輸送トンキロの把握
- 6) エネルギーの使用に係る原単位を計算する。

■ 判断基準の遵守状況の把握

以下の項目について、実施中、今後実施、検討中、実施せず、(該当なし)の把握が必要となります。

- 1) 取組方針の作成とその効果等の把握
 - ①省エネ取組方針の策定
 - ②省エネ取組範囲の明確化
 - ③エネルギー使用実態と取組実施状況の把握
 - ④データ把握方法の定期的確認
 - ⑤省エネ責任者の設置
 - ⑥省エネに関する社内研修体制の整備
- 2) 省エネに資する輸送方法の選択
 - ①モーダルシフトの推進
 - ②3PLの活用
- 3) 輸送効率向上のための措置
 - ①積み合わせ輸送・混載便の利用
 - ②適正車種を選択
 - ③輸送ルート・輸送手段の工夫
 - ④車両の大型化・トレーラー化
 - ⑤自営転換
 - ⑥出庫時間の調整等による輸送円滑化
- 4) 貨物輸送事業者及び着荷主との連携
 - ①配送頻度、リードタイムの見直し等
 - ②緊急配送の回避のための計画的配送
- 5) 環境に記載した製品開発(製造業)
 - ①商品や商品荷姿の標準化
 - ②製品や包装資材の軽量化、小型化

■ 省エネ責任者の設定

改正省エネ法では、特定荷主において省エネ責任者の選定し、定期報告書(含む計画書)に記載することとなっております。

なお、JILSでは、ロジスティクスの視点から環境問題を捉え、環境負荷低減とコスト削減を両立できる人材育成を目指した「グリーンロジスティクスエキスパート講座」を2005年11月より開講しており、省エネ責任者にとって必要となる能力が習得できる内容となっております。

「改正省エネ法」施行後に輸送事業者が行うべき事項について

<改正省エネ法施行後（2006年4月1日以降）のスケジュール>

● **2006年4月1日～ 届出**（届出形式等は未定）

2005年度末日における輸送能力が下記基準以上あるときは、その輸送能力に関し国土交通大臣に届出なければならない。

輸送事業者の裾切り基準（案）

輸送機関	基準	貨物
鉄道	車両数	300両
自動車	台数	200台
海運	総船	2万総トン
航空	総最大離陸重量	検討中

●（順次）（国土交通大臣による特定輸送事業者（注2）の指定）

（注1）特定輸送事業者とは・・・計画の策定や定期報告が義務付けられる輸送事業者のこと。

（定期報告書作成用のデータ収集）

特定輸送事業者については、2007年に2006年度定期報告書の提出があるため、2006年度からエネルギー使用量等の算定が必要となる。

● **2007年4月～ ○年度計画書（注3）・○年度定期報告書（注4）の提出**（⇒確認中！）

（計画書及び定期報告書の様式についてはまだ公表されていない。）

改正省エネ法に係るこれまでの経過と意見・要望書反映状況

改正省エネ法の閣議決定以降、荷主判断基準及び輸送事業者判断基準等に関しての経済産業省及び国土交通省の検討内容を受けて、ロジスティクス環境会議として、意見・要望書を作成、提出してきました。

今回、これまでの経過並びに提出した意見・要望書の反映状況につきまして、下記のとおりご報告させていただきます。なお、意見・要望書作成にあたり、環境会議メンバーの皆様には3回にわたるアンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。あらためて御礼申し上げます。

1. 改正省エネ法に係るこれまでの経過

	国の動き	ロジスティクス環境会議の動き
2005年 3月15日	改正省エネ法閣議決定	
6月2日	経済産業省 第1回荷主判断基準小委員会 (注1) 開催 ・省エネ法改正の概要について ・荷主に係る措置の詳細設計における検討項目について	
6月24日 ～6月30日		「改正省エネ法荷主判断基準イメージの検討項目(論点)に対する意見要望アンケート」をCGLメンバーに実施
7月6日		第6回企画運営委員会開催 ・上記アンケート結果を踏まえ、「改正省エネ法荷主判断基準に対する意見・要望書」審議
7月13日	第2回荷主判断基準小委員会開催 ・エネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準について ・エネルギー消費原単位の目標設定について	
7月19日 ～7月25日		「改正省エネ法荷主判断基準及びエネルギー消費原単位の目標設定について」意見要望アンケートをCGLメンバーに実施
7月29日		第7回企画運営委員会開催 ・上記アンケート結果を踏まえ、「改正省エネ法荷主判断基準に対する意見・要望書」内容審議
8月2日		「改正省エネ法荷主判断基準に対する意

		見・要望書」を張議長に説明
8月2日		「改正省エネ法荷主判断基準に対する意見・要望書」を経済産業省へ提出
8月3日	改正省エネ法成立	
9月2日	第3回荷主判断基準小委員会開催 ・エネルギー消費量の算定方法について ・裾切り基準について	
9月5日	国土交通省 交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会開催 ・輸送事業者の裾切り基準について ・エネルギーの使用の合理化に関する輸送事業者の判断の基準について	
9月14日～ 9月20日		「改正省エネ法輸送事業者判断基準に関する意見・要望アンケート」をCGLメンバーへ実施
9月27日	第4回荷主判断基準小委員会開催 ・荷主判断基準小委員会とりまとめ(案)について	
10月〇日		「改正省エネ法輸送事業者の判断基準に対する意見・要望書」を国土交通省へ提出
10月〇日～ 10月〇日	パブリックコメント募集(政令、省令、判断基準)	
10月末～11 月中旬	経済産業省 資源エネルギー庁 総合試験エネルギー調査会 省エネルギー基準部会開催(予定)	
11月中旬	基本方針、政令、省令、判断基準公布	

注1 正式名称は、経済産業省 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会
第1回荷主判断基準小委員会

2・意見・要望書の反映状況

(1) 荷主判断基準について

	意見・要望書の内容（主な内容を抜粋）	荷主判断基準における反映状況
着荷主について	着荷主にも何らかの環境負荷低減の項目を追加することを要望する。	1. 1「エネルギーの試用の合理化に関する荷主の判断の基準の内容」の中のII 3「貨物輸送事業者及び着荷主等との連携」項目において、商取引の適正化についての項目が記載された。また、II 5「その他エネルギーの使用の合理化に関する事項」において（1）着荷主としての取組推進の項目が盛り込まれた。
エネルギー消費原単位の年間削減目標について	委託輸送に係るエネルギー消費原単位の中長期的にみた年間の低減目標（〇%）については、数値目標を設定することは困難であると考えられる。例えば“（長期的に見て）減少傾向にあること”といった内容が望ましい。	1. 2「委託輸送に係るエネルギー消費原単位の中長期的にみた年間の低減目標設定」の中の1. 2. 1で、「エネルギー消費原単位を事業者ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とすることとする」と数値目標が盛り込まれた。
エネルギー使用量の算定方法について	エネルギー使用量（CO2排出量）の算定方法については、算定方法を限定せずに、個々の荷主の事情に合わせて、より精度の高い方法を使用できるようにすべきである。	4.「エネルギー消費量算定方法について」において、「算定方法におけるデータ把握等の難しさに配慮しつつ荷主の取組みとして積載率向上が重要であるとの認識から、精度を確保し、削減効果の反映が可能となるよう、燃料法、燃費法及び改良トンキロ法を採用することとする」とし、燃料法や燃費法も算定方法として盛り込まれた。
算定範囲について	算定範囲については、輸送費の負担（支払い部分）までとすべきと考える。	3.「エネルギー消費量算定範囲について」において、「原則として所有権を有する範囲において荷主としての責任を負うものとし、エネルギー使用量を算定する。ただし、業種業態ごとに、共通に認められる実情を踏まえ、コスト負担範囲等の基準を補完的に用いて算定範囲を定め報告等を行うことを認め得ることとする」となった。

注 「荷主判断基準における反映状況」については、2005年9月24日の第4回荷主判断基準小委員会時の配布資料より作成

ロジスティクス環境会議メンバー限定の各種行事報告

ロジスティクス環境会議では、共通基盤整備委員会を中心として、ロジスティクス環境会議メンバー限定の講習会・研究会を開催しております。ここでは現在までに開催された講習会・研究会についてご報告いたします。なお、今後も研究会を開催していく予定ですので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

<講習会>

第1回グリーンロジスティクス講習会（2005年7月28日開催）（参加人数64名）

【講演1】

「ミニストップの物流と環境の取組み -コスト削減・CO₂削減・配送品質・安全管理-」
陶山 勝 氏（ミニストップ株式会社 相談役）

【講演2】

「トラック車両用エンジンに関する環境対応の動向 -関係規制の概要とメーカーの動向-」
野元 茂 氏
（社団法人日本自動車工業会
安全・環境技術委員会 排出ガス燃費部会 ディーゼル分科会
（三菱ふそうトラックバス株式会社 エンジン設計部 マネージャ））

【講演3】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について」
宮下 正己 氏（経済産業省 大臣官房 総務課 法令審査 専門官）

<研究会>（本年10月4日開催分まで掲載）

第1回研究会（2004年10月14日開催）（参加人数11名）

「物流現場から見た、家電リサイクル法」
堀口 英雄 氏（東芝物流株式会社 物流技術部長 品質・環境管理部）

第2回研究会（2004年11月14日開催）（参加人数11名）

「裏側から見た自動車リサイクル法」
鈴木 邦成 氏（文化女子大学 講師）

第3回研究会（2005年1月20日開催）（参加人数12名）

「ディーゼルNOの先は？大型トラックは？」
三浦 俊男 氏（日本ロジテム株式会社 社長室 副室長）

第4回研究会（2005年2月10日開催）（参加人数8名）

「環境負荷軽減に向けての取組」

諸星 登 氏 (プラネット物流株式会社 代表取締役社長)

第5回研究会 (2005年4月15日開催) (参加人数10名)

「JALグループの環境取組み」

松元 泰志 氏 (株式会社日本航空インターナショナル 地球環境部長)

第6回研究会 (2005年5月12日(木)開催) (参加人数16名)

「情報機器のリサイクル」

海老塚 健治 氏 (日本アイ・ビー・エムロジスティクス株式会社 販売物流事業 主管コンサルタント)

第7回研究会 (2005年6月9日開催) (参加人数18名)

「中国の産業構造の変化とグリーン物流」

鈴木 邦成 氏 (文化女子大学 講師)

第8回研究会 (2005年7月14日開催) (参加人数16名)

「キリングループの環境への取組み」

藤原 啓一郎氏 (キリンビール株式会社 物流本部 企画担当 部長代理)

第9回研究会 (2005年8月11日開催) (参加人数10名)

「消費財流通における情報標準化の動向」

深田 陸雄 氏 (財団法人流通システム開発センター 研究開発部 部長)

第10回研究会 (現場研究会) (2005年9月9日開催) (参加人数12名)

見学先「JFEアーバンリサイクル株式会社」

ロジスティクス環境会議
第 8 回広報・普及専門委員会 議事録

I. 日 時：2005年9月5日（月） 15：00～17：00

II. 場 所：東京・港区（社）日本ロジスティクスシステム協会 会議室

III. 出席者：8名

IV. 議 案：

- 1) CGLジャーナル第2号編集企画（案）について
- 2) 第2回フォーラムについて

V. 開 会

小西委員長により、開会が宣された。

VI. 議 事

小西委員長の司会進行のもと、以下のとおり議事が進められた。

1) CGLジャーナル第2号編集企画（案）について

事務局より、資料1に基づき、説明が行われた後、以下のような意見交換が行われた。

【主な意見】

委 員：8月2日に経済産業省に提出した「改正省エネ法荷主判断基準に対する意見・要望書」の経緯やその後の経過などを掲載してはどうか。

委 員：省エネ法の解説については、法律の条文をそのまま掲載することはせず、企業が何をしなければならぬのかを分かりやすく解説してほしい。

事務局：法律の条文等は該当するホームページのURLを掲載することにとどめ、ジャーナルに掲載することはしない。

委 員：グリーンロジスティクスエキスパート講座についても掲載してはどうか。

事務局：11月11日開講のため、受講者募集にはつながらないが、何らかの形で紹介したい。

委 員：CGLメンバーの中でCO2算定へ取り組んでいる企業数を紹介してはどうか。

委 員：省エネ法の報告義務が課されていない企業においても、取り組みをすすめてもらえるような情報発信を行う必要がある。

委 員：省エネ法に特化し、本ジャーナルを見れば同法の大まかな内容がわかるようになるとよいと考える。

委 員：環境会議で実施している研究会や見学会なども掲載してはどうか。

【決定事項】

次号については、省エネ法の内容に重点をおく構成とする。また、グリーンロジスティクスエキスパート講座の紹介や研究会の報告等も掲載することとする。

2) 第2回フォーラムについて

事務局より、資料2に基づき、説明が行われた後、以下のような意見交換が行われた。

【主な意見】

（開催形式について）

委 員：動員を考えるとグリーン物流パートナーシップ会議とのタイアップの方がメリットはあるが、一方で制約を受けるのではないかと考える。

事務局：会場以外の制約は特にないと考える。

委員：会場のキャパを考えると、経団連会館よりも大きな会場で実施すべきだと考える。

委員：前回の申し込み数を勘案して会場を設定すべきではないか。

事務局：600人から700人程度収容できる会場を探してみる。

(内容について)

委員：全体の時間はどのぐらいか。

委員：休憩時間も含めて4時間程度と考える。

委員：産業界全体で環境負荷低減に取り組んでいく必要があることを情報発信するとなると、パネルディスカッションだけではなく、講演等もあったほうがいいのではないかと個人的には思う。

事務局：基調講演となると産業界に影響力のある人にご講演いただく必要がある。例えば張会長にご講演いただければインパクトは大きいと考える。

委員：依頼することは可能だが、J I L Sの新年賀詞交歓会等の他行事との兼ね合いもあるので、まずJ I L S側で検討してほしい。

委員：第一部と第二部で2時間ずつ行う必要があるのか。第一部を1時間30分とし、第二部を2時間30分として、基調講演を1時間、パネルディスカッションを1時間30分にしてはどうか。

事務局：検討する。

委員：第一部でも省エネ法の内容の紹介が出るのであれば、あえて二部構成にしなくてもいいのではないか。

事務局：役所側は法律ができたので推進したいということしか言えないと思う。したがって、産業界としての意見等を第二部で発信した方がよいと考える。

委員：グリーン物流パートナーシップ会議としての立場もあると考えると、二部構成で分けて実施した方がよい。

委員：パネルディスカッションでは、最後に参加者からの質問時間を設けてはどうか。

委員：最終的にどのような情報発信をしたいのか、そこにつながるポジティブな話やネガティブな話が盛り込めればよいと考える。

委員：パネラーがそれぞれ思っていることを発信できれば、聞いている人に共感を得られると思う。そのためには、どのようなことを情報発信したいか、パネラー同士での事前の調整も必要ではないか。

委員：参加者が、「自社においてもやればできる」と思われる内容にできればいい。

委員：着荷主にパネラーとしてあがってもらうのは難しいのではないか。

委員：メーカーは発荷主でもあるが部品等の調達を考えると着荷主でもあり、通常は同一企業であっても別の部署が担当していることから、それぞれの部署の人にパネラーとして登場してもらうのもひとつの案だと思う。

【決定事項】

- ・基調講演については、J I L S内部で検討する。
- ・パネルディスカッションについては、本日の意見をふまえ、事務局で全体のストーリーを考えるとともにパネラーの候補を選定し、次回委員会で提案する。

3)その他

【決定事項】

次回委員会を10月6日(木)15時~17時にJ I L S会議室で開催することとした。

VI. 閉会

以上をもって全ての議事を終了し、小西委員長は閉会を宣した。

以上